



横浜弁護士会から神奈川県弁護士会へ

～会名変更記念誌～



神奈川県弁護士会

contents

会名変更にあたってのご挨拶	
神奈川県弁護士会会長 三浦 修	3
会名変更にあたってのご挨拶	
横浜弁護士会会長 竹森 裕子	4
歴代会長、大いに語る	
はじめに	5
横浜弁護士会とともに歩む	5
これからの神奈川県弁護士会と会員たちへ	8
終わりに	12
横浜弁護士会の歩み	
横浜代言人組合から横浜弁護士会へ	13
関東大震災と裁判所庁舎移転	13
相次ぐ人権蹂躞事件	14
BC級戦犯裁判	14
会館の建設	15
会名変更を求める意見	15
会名変更を求める動きと最初の会名変更総会	16
再度の否決	16
改めて会名変更の動き	16
会名変更の実現	17
未来へ	17
横浜弁護士会年表 (2006 (平成18) 年以降)	18

会名変更にあたってのご挨拶

2016（平成28）年4月1日

神奈川県弁護士会

会長 三浦 修

本日4月1日をもって、横浜弁護士会は「神奈川県弁護士会」として新たな一步を踏み出しました。

横浜弁護士会の名称に関する問題提起は古く、1968（昭和43）年に常議員会に会名変更を推進する議案が提出されたときまで遡ります。その後、会名変更検討委員会の検討を経て、2001（平成13）年1月の臨時総会ではじめて会名変更の議題が総会にかけられました。以降、2003（平成15）年3月、2012（平成24）年12月と計3回の臨時総会で、いずれも否決されましたが、臨時総会のたびに賛同者を増やし、ついに2015（平成27）年5月の総会において「神奈川県弁護士会」へと名称変更の決議がなされたのです。



問題提起がなされてから実に47年の歳月が経過していました。まさに会名変更をめぐる問題は、1880（明治13）年に横浜代言人組合として発足以来、横浜弁護士会130余年の歴史を語る上で重要な位置を占めるに至っていたのです。

このように会名変更の議論に長い時間をかけてきた流れは、派閥もなく、各会員の自由闊達な議論を尊び、少数意見にも配慮をするという横浜弁護士会のよき伝統の賜物だと思います。では、この流れの中で成立した「神奈川県弁護士会」の、これからめざすべき将来像をどう考えたらいいのでしょうか？

私は、「『こうして長い年月をかけて会名変更をなしとげたからこそ、神奈川県弁護士会はこれほど結束力をもって飛躍することができたんだ』と、全会員が思えるようになること」こそが、めざすべき「神奈川県弁護士会」の未来だと思います。

そして、もう一つ。それは「市民県民の皆様への法的支援のためのプラットフォームになること」です。神奈川県弁護士会として、本部・支部が一体となって連携して法的支援の窓口となれば、神奈川県下全域における市民県民の皆様への法的支援がより円滑になると思います。

これからは、この新たな「神奈川県弁護士会」の名称のもと、今まで以上に市民県民の皆様への法的支援を的確かつ円滑にすすめるために、全会員一体となって頑張っていくことをお約束して、私のご挨拶とさせていただきます。

会名変更にあたってのご挨拶

2016 (平成28) 年3月31日

横浜弁護士会

会長 竹森 裕子

横浜弁護士会は、本年4月1日、「神奈川県弁護士会」と名称を変更致します。

横浜弁護士会は、1880(明治13)年6月27日、横浜代言人組合として発足し、弁護士法の施行により、1893(明治26)年5月1日、横浜弁護士会となって以来、123年を経ての会名変更となります。

旧憲法下での制約と弾圧の中で、諸先輩は種々な苦難を乗り越えて人権擁護活動に携わってまいりました。1923(大正12)年9月1日関東大震災により、横浜地方裁判所庁舎が崩壊・消失し、会員の殉難と同庁舎内にあった当会の記録・資料も全て消失しました。

激動の戦争の20世紀、殊に第二次世界大戦の未曾有の困難を経て、1946(昭和21)年11月3日の日本国憲法公布の翌年である1947(昭和22)年1月28日、当会は、BC級戦犯裁判についての臨時総会決議を行い、会員が総力を挙げて未経験の困難な弁護活動に取り組んだことは、当会の誇りです。

1949(昭和24)年9月1日、現行弁護士法が施行され、弁護士法第1条には「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と明記され、且つ、弁護士自治を獲得し、今日まで、当会と会員は、この弁護士の使命を果たすべく種々の活動を行ってまいりました。

1999(平成11)年から始まった司法制度改革にも積極的に取り組み、新制度の裁判員裁判、法科大学院、法テラス等の運用・運営等に参加、尽力してまいりました。現在は、その見直しの時期となっており、法曹養成制度・法曹人口問題の改革が急務となっております。「身近で利用しやすい司法」の理念の実現は、まだ途上に過ぎません。1500人を超す会員数の単位会として、県民のための弁護士・弁護士会を目指して、諸先輩が築いた良き伝統を受け継ぎ、更に発展させるため、「神奈川県弁護士会」として、新しい歴史の第一歩を踏み出します。

横浜弁護士会最後の理事者として、横浜弁護士会の歴史と伝統を振り返ることが出来ました。その機会を与えられたことに感謝致します。

会員と神奈川県弁護士会の今後の活躍と発展を祈念し、会名変更のご挨拶とさせていただきます。



歴代会長、大いに語る

日 時：2016（平成28）年1月8日 午後1時～3時
場 所：横浜弁護士会館 5階A室

- 司 会 竹森裕子会員（2015（平成27）年度会長）

- 出席者 小林嗣政会員（1992（平成 4）年度会長） 横溝正子会員（1994（平成 6）年度会長）
山下 光会員（1996（平成 8）年度会長） 井上嘉久会員（1998（平成10）年度会長）
池田忠正会員（2002（平成14）年度会長）

はじめに

竹森 横浜弁護士会は、2016（平成28）年4月1日から神奈川県弁護士会と会名を変更することとなりました。1893（明治26）年に横浜代言人組合が横浜弁護士会と名を変えてから、125年近くが経っております。そこでちょっと会の歴史を振り返ってみようと思いました。

これまで当会は、1984（昭和59）年1月に『横浜弁護士会史上・下』を、2006（平成18）年に『会報56号 横浜弁護士会創立125周年記念』をそれぞれ発刊し、その中で、歴史を振り返る座談会を行っております。

その響みにならって、歴代会長の皆さまにお越しいただき、会の歴史を語っていただこうと思いました。

本来であれば全員にお越しいただくべきですが、そうしますと収拾がつかないという思いもいたしまして、本日は5人の先生方にお集まりいただきました。

今回は、5つのテーマを用意しました。「1 横浜弁護士会の活動で思い出深いこと」「2 会長としての苦労や成果」「3 最近の横浜弁護士会について思うこと」「4 将来の神奈川県弁護士会に望むこと」「5 若手会員に贈る言葉」の5つ

でございます。まず「1 横浜弁護士会の活動で思い出深いこと」「2 会長としての苦労や成果」について、会長就任時期の古い順にお願いしたいと存じます。

横浜弁護士会とともに歩む

小林 1992（平成4）年度会長の小林嗣政です。この歳になると思い出があり過ぎて困ってしまうんですが（笑）、敢えて絞れば、私の代で「会員集会」を創設したことです。

私の会長就任時、世はPKOで揺れており、会長声明を出すべきだとの議案が常議員会に出ました。しかし、これは当会内でも意見対立が激しい問題でしたから、少人数で決めるべきでないと思ったし、かといって制度的に制約の多い総会に諮るのもどうかと思ったんです。

そこで、皆がより自由に意見を出し合える場として、「会員集会」というものを副会長ともども考えたわけです。

竹森 その結果はいかがだったのでしょうか。

小林 当日は、多くの参加者による白熱した討論の場となり、「これはやってよかったなあ…」と思えました。会員集会はその後も引き継がれて現在に至っておりますが、大規模会になればこそ、若い人に会に目を向けてもらうための場



として、存在意義を増していると思います。

竹森 さきほど「会長声明」のお話が出ましたが…。

小林 「会長声明」は、実は制度ではないんですが、市民からは当会の総意と受け取られ得るから、重みがあります。私は「弁護士会は人権面における地域のオピニオンリーダーたるべし」を信条としています。しかし、人権と政治問題はまま絡んでくるので、高度な政治問題に関わる人権について会長声明を出すことは非常に難しい問題であり、いまだに心の負担として残っています。これからも掘り下げて考えて行くべき問題だと思います。

竹森 ありがとうございます。では、次に横溝正子先生、お願いできますか。

横溝 私は、1994(平成6)年度の会長をいたしました。先ほど出た横浜代言人組合が横浜弁護士会となった1880(明治13)年から115年目にして初めての女性会長でした。そのため就任後いきなり取材陣に取り囲まれて…、とにかく最初の思い出は「面食らった」こと(笑)。

そんなスタートでしたが、思い出深い活動と言えば、当時の神奈川県下38の全自治体に対する「自治体訪問」です。私と、副会長1人ないし2人程度でまわりました。会と自治体との連携強化を目指して行いました。途中で副会長から「全部回るんですか」との声が出ましたが(笑)、任期ギリギリの3月16日、真鶴町を最後に完遂しました。これは日弁連でも高く評価されました。その結果、多くの自治体が法律扶助協会に補助金を出してくれるようになったり、成果はあったと思います。

それから、私達の代では「あっせん・仲裁センター」を創設しました。これも就任当初から着手して、任期末の1995(平成7)年2月10日の臨時総会で承認されました。

竹森 あと、先生のときの大問題と言えば坂本弁護士一家事件でしょうか。

横溝 当時はまだ「生きてかえれ!」を合い言葉に救出に希望を繋いでいました。そこで、日弁

連と合同で、函館と熊本から同時に出発したSLに仕立てたキャラバンカーで救出を呼びかけて全国を巡り、日比谷で合流して大集会を開催しました。

1995(平成7)年に至って痛ましい事実が発覚し、呆然自失したことは、いまだに拭いきれない心の痛みとして残っています。

竹森 坂本弁護士一家のご遺体が発見されたのが、1995(平成7)年の9月でしたね。その10月に合同葬が横浜アリーナで行われました。そのとき山下先生が…。

山下 私が会長を務めたのは、葬儀の翌年の1996(平成8)年度なのですが、1995(平成7)年度の杉井巖一会長が「山下、君に任せるから、やれ」とおっしゃって葬儀を任されました。2万5000人くらいの方が参列された葬儀で、大変に重たい仕事でした。あの時の気持は今でもよく思い出されますね…。

竹森 「人権賞」の創設は山下先生のときですか？

山下 「人権賞」も作ったのは前年度の杉井執行部で、実施は翌年度の僕らがやったのです。皆、2月ごろ制度をつくるものだから、現実には動くのは、翌年度になるわけですよ。それで最初の受賞者選定をしたのですが、そのときの選考委員に櫻井よしこさんがおられたんです。しかし、ご存知のように、従軍慰安婦問題で、櫻井さんは日弁連と見解を異にしていたんですね。表彰した後新聞記者に囲まれて、横浜弁護士会は、日弁連の従軍慰安婦に対する取組を知っているのか、それとの整合性を会長はどのように考えるのかと、問い詰められて、私は立ち往生してしまいました。あれもかなりきつかったです。

もう一つ、「そごう」に進出して、夜間、土曜、日曜に法律相談を実施しました。会長就任時にぶち上げて強引にやったのですが、あれはあれなりに、突然、夜間もやるとか、デパートでやるとか、いろいろとハレーションもありました。

竹森 デパートの中での法律相談というのは、

他会でもあったのですか。

山下 広島に次ぐ試みでした。現在も相談センターとして機能しており、やって良かったと思っています。

竹森 ありがとうございます。では、次に井上嘉久先生、お願いいたします。先生は、東京からの登録替えでいらっしゃいましたよね。

井上 そうです。たまたま私は榎本先生と親しくさせていただいた関係で、いろいろ引っ張ってもらいました。私が最初に会務に携わったのは、榎本先生が会長のときに横浜で行われた日弁連人権大会です。1982(昭和57)年10月ですね。その人権大会に過激派が来るという噂があって、僕は当時90何キロの巨漢だったから「頭じゃなくて図体を使え」と防御の役を仰せつかった(笑)。マニュアルでは「過激派が来たらまず『侵入阻止』、トイレを理由に侵入されたら『井上が随行、用足しの間も張付き監視』』となっていた(笑)。結果としては、過激派が来たことは来たようですけども、大したことはなくて、無事に人権大会が終わったというのが、私の最初の会務です。

竹森 会長をされたのは1998(平成10)年度でしたね。

井上 ええ。会長になってからは、副会長が真面目で優秀で助かりました。副会長が全部やってくれて、私はただ「いいですね」と言うだけ、あるいは役員会の議事進行をただけで、何も

役割はありませんでした(笑)。

当時、会に対する市民からの苦情は全て副会長が直接対応していたのですが、これは如何に優秀な副会長でも厳しいことでした。そこで私達の執行部で、会として別に専門の対応窓口を設置することにしました。

もう一つ、弁護士会の会長をしてちょっときつかったなと思うことは、ちょうど我々の時代に弁護士の懲戒で業務停止が出ました。バッジから看板から全部撤去しなくてはいけないのですね。バッジは預かると。それを言い渡すのは会長がやってくれということで、理事者室に被懲戒者を呼んで、こうこう、こうだからということをお知らせしました。これは役割としてやらなければいけないことはわかりますけれども、ちょっとつらいなと思ったことがあります。

竹森 会名変更を諮る最初の総会の議長も井上先生でしたね。

井上 会長が終わると翌々年は、総会の議長をやることになっているんですね。それで、私にお鉢が回ってきました。私は、議事進行について一所懸命勉強し、満を持して臨んだんです。ところが、いざ壇上に登って議長席に着いたら、座った椅子が壊れていて(笑)、机に手を突っ張って体を支えてないと椅子から転落しちゃうんですよ(笑)。それで夜9時まで私は中腰で議事進行を…(一同爆笑)。とにかく「公平に」ってことだけ必死で考えたけど、元々肉体派だった私

にとっても経験のない試練でしたね(笑)。

竹森 あと、井上先生といえば野球部ですが…。

井上 いや、まあ、それは(笑)。ただ、人のつながりということを考えたとき、私の弁護士人生で、横浜弁護士会の野球部というものは抜けないような気がいたします。

竹森 ありがとうございます。お待たせしました。池田忠正先生、お願いいたします。





池田 2002(平成14)年度の会長を務めさせていただきました、池田忠正でございます。

会務で思い出深いことと言いますと、今までの話よりも時期がずっと下のほうにきてしまうのですが、2009(平成21)年10月に、当会の主催で2回目の全国民暴大会を、日弁連、関弁連共催で行いました。シンポジウムと大会を暴追センターと県警本部も共催になりました。またそれをさかのぼること約10年前

に、民事介入暴力の三者協定というものを、千葉に次いで2番目に結びました。三者というのは県警本部、財団法人暴力追放推進センター(いわゆる暴追センター)、それと横浜弁護士会です。

暴力団被害の根絶という分野では警察の力は必須であり、私は、警察との関係も「分野ごとに是々非々で」を信条としてきました。ただ、当時は共産党盗聴事件の影響もあって、警察敵視の会内世論は強く、理解を得るのに苦労しました。

竹森 池田先生は、「会名変更」を公約に掲げていらっしゃいましたね。

池田 そうです。私は小田原支部からの初の会長でもあり、就任前から「会名変更」を公約として掲げていました。ところが、その前に会費値上げの問題が立ち上がったんです。会名変更を諮る前に会費値上げを諮るなんて、そんな総会、誰だって開けないでしょ(笑)。だから、値上げ回避の方策を必死で考えました。

そしたら出て来たんですよ、埋蔵金が。それは、法律相談センター経由の会員受任事件の弁護士報酬1割の納付金でした。その多くが未納のまま放置されていたので、これを徹底的に洗った結果、値上げが回避できて余剰も出たんです。おかげで弁護士会職員への残業代も払えて、会職員との関係改善につながり、翌年度の相模原支部会館の設置と県西支部会館の新設移



転にもつながりました。

会名変更は、過半数を超えたのですが、3分の2にあとちょっと届かず、否決されました。

竹森 会員の不祥事について整備を図ったのも池田先生の時でしたね。

池田 私は恐らく当会で会員の除名を告知した戦後初の会長だと思います。これも個人的には辛い体験でしたが、マスコミや世間からは「なぜ弁護士会がこのような事態を放置していたのだ」という世論が出る訳で、それも止むを得ないのです。

そこで、会としての被害拡大防止体制を構築すべきと考えて、会員に対する懲戒手続が開始された段階で、本人の弁明も聞き、一定要件の下で「事前公表」をする会規を作りました。

■ これからの神奈川県弁護士会と会員たちへ

竹森 既に予定時間の半分以上が過ぎてしまいました(笑)。残る3つのテーマは「3 最近の横浜弁護士会について思うこと」「4 将来の神奈川県弁護士会に望むこと」「5 若手会員に贈る言葉」ですが、ひとまとめにして(笑)、もう一度小林先生から順番にお話をお願いします。

小林 最近の横浜弁護士会について、私が一番思っているのは、弁護士会と会員のあり方、この関係、これがなかなか難しいなど。ことに、

今のお話に出てきたように、弁護士会の監督責任というのはどのようなものだろうかということ。

一般の会員の方は余りご存じないですけども、横浜弁護士会が市民から訴えられたことがあるのです。1995(平成7)年に訴えられたとき、その当時の杉井会長から訴訟代理をやってくれと言われて、訴訟代理人をやりました。

この訴えは、本人訴訟で、訴えたほうは要するに人権問題で横浜弁護士会に頼ったけれども、何もしてくれない、綱紀にもかけてくれない、それについて弁護士会は監督を十分に果たしていないということで、損害賠償を求めたものでした。結論的には、判決は請求棄却で当会の主張が認められました。

この訴訟で、私達は協議を重ねて論点を整理したのですが、出された判決文では、こうした我々の主張を全面的に引用してくれました。これは判例時報にも掲載されており、この問題を考える際の一つの参考文献たり得ると思いますから、読んでいただきたいですね。(判時1609号135頁)

昨年の臨時総会で会の会員に対する監督も強化されたから、なおのこと、監督義務の不履行という理由の下に会が責任追及される可能性が高まります。だから、会は会員をどの程度監督し、会員はそれにどの程度従わねばならないのかといった問題は、今後かなり真剣に考えておく必要があると思います。

横溝 今小林先生が言われたことは、私も大変重要だと思っています。

会には会員が誤った方向に行かないように導く責務があると思います。けれど会と会員は上命下服でなく、会員を統制するわけではないので、結局のところ、「各々の弁護士が、弁護士として在るべき姿を自己の行為規範となし得ているのか」「その行為規範をどうやって保持させるのか」という点が重要となってくると思います。

私などは、研修所で民裁教官に、「君たちは弁護士になっても、野にある裁判官たれ」と言

われました。

竹森 野にある裁判官たれ、というのはどういう意味なんですか。

横溝 いくら依頼者の利益のために働くといっても、法律をちゃんと遵守せよ、法と良心に従って法律の精神を遵守せよということなのですね。

しかし現状は、弁護士を利用し我欲を全うしようとする者に対し、「ノー」と言えない弁護士が増えてはいないでしょうか。

私が会長になったときに、会員が全部どのような人であろうか覚えようと思って、あのころは弁護士大観全盛時代ですから、それをコピーして全員の名前とどのような人かというのを覚えたものです。それで弁護士会館に来れば、この人とわかるようにしたものです。今は大勢すぎて、とても無理ですけども、仲間内、何かそのような関係のある人たちがお互いにチェックし合う、それだけでなくサポートもし合う、同じ業務に携わる者同士の共同意識、困ったことがあったらサポートする、変なことがあったらあえて注意するというような、無駄とも思えることで役に立つこともあるので、もう少しざくばらんなコミュニケーションの場をつくってみたいと思うのですが。

そんな場があれば、目に見えない大きな力になるのではないかと思います。

山下 僕は最近、横浜弁護士会の諸先生方の活躍はすごいなと正直言って思っています。ただ、弁護士というのは、やはり勇気を持って、権力等を恐れずにガンガンやるというタイプの人でなければいけない割には、最近の若い会員はちょっとひ弱なところがあるとも感じています。若干サラリーマン化してきましたね。ですから、どうも会員の質が量の共に変質してきた。したがって、またメンタルケアとかいろいろな問題が出てくる。若い先生等の意見を聞いていると、会が相当な幅広い窓口をもって、メンタル面から経営面に近いところまで、ある程度、意見を聞かれたらパッと答えてあげるような姿勢が必



要ではないかと思えます。

もう一つ、若干ずれているかもしれないけど、いいですか。

竹森 どうぞ。

山下 弁護士会の業務が、日本の社会の変化とともに大きく変わる可能性はないだろうか、ということですか。

今後4~50年で日本の人口が激減し超高齢化が進展するとすれば、やはりある一定の数がないと国家は維持できないから、外国人が入ってくる可能性が高い。多くの稼働人口が海外から流入して異文化との衝突も増える。そこに既に現実化している国家的財政難が加われば、社会は弱者の切り捨てに向かうだろう。そのとき、我々弁護士こそがセイフティネットの担い手となる、そんな時代が来るんじゃないかと思う。

ただ、もうその頃には僕らは使い物にならなくなっているから(笑)、これからの若い人達には、国民、県民の要請と需要を敏感に感知しつつ、柔軟適切な対応を通じて、来たるべき時代の重要な担い手となってもらいたいと思うんです。

井上 これまでは、割合のんびりとした弁護士としての同質社会だったのが、これが弁護士の数がふえてくると、お互いに弁護士が持っていないてはいけない矜持や品格というものが、危機に瀕すると思う。

やはり、弁護士の基本は、基本的人権の擁護と社会正義の実現だということを忘れたら、弁護士としての存在意義がなくなってくる。

人数がふえてきたこの時点において、弁護士自身それぞれが、やはりそれなりの危機感を持って、自分は社会的効用を果たすためにはどうしたらいいかということ、今、真剣に考えないと、先ほど山下先生が言ったように、財政的なものを含めて、我々が「弁護士さん、何なの」というような軽んじられた職業になるということが一番恐れています。ちょっと青臭い議論にはなりますけれども、弁護士にとってほかの職

業と違って収益を目的としていないというところは、その辺がないとやっていけない、その意識を強く持つということが必要だと思います。

私は横浜弁護士会に来て、先ほど出ましたけれども榎本先生にいろいろお世話になりました。恥ずかしい話ですけれども、私は10何人修習生が来ましたが、最初に話してあげるのが、私が弁護士になってからの失敗談です。それは、簡単に言えば、相続人を落として遺産分割協議書をつくってしまったのです。当時、4億円ぐらいあった遺産分割ですから、それが1人相続人を落としただけで、当時は国税局の問題になった。

自分の能力のなさで起きてしまったのですから、失敗はもうしようがないと思います。恥ずかしい話を吐露するのは何となく情けない感じがしますが、最初に考えたことは、ごまかそうということです。いかにごまかして、自分の依頼者を納得させるかと。そのように簡単ではないのですが、結論としては相続人を落としてしまったのです。それを依頼者に納得させようといっても、それはさせられるはずがないのです。そうしたときに、私は自分ではどうしていいかわからなくて、榎本先生のところに相談に行きました。すると榎本先生は、「おまえ、関係者全員に、おまえがミスしたことを正直に話せ」と。それでだめだったら、だめだったときに考えればいいというアドバイスを受けました。でも、やはり怖くて、1日言えませんでした。

ただ、それは半年ぐらいかかって無事に解決したのですが、私は、榎本先生という全体を指導していただいて先生に恵まれたから、そのような道をとれた。自分でイソ弁をやって親分の事件をやれば、その中で苦勞して、いろいろ地道に勉強していきますけれども、即独の人がいたりすると、そのような機会もない先生もいて、いろいろ雑多だと思いますが、やはり弁護士の仕事をやっていけば、失敗はつきものです。失敗はないという先生は恐らくないと思

ますけれども、そうしたときの対処の仕方を得られるような先輩なりを持つ必要があると思います。

竹森 なかなかお話になりにくかったと思いますが、貴重な体験談をありがとうございます。では、池田先生、お願いします。

池田 先生方が言われたところでもう尽くされているのですけれども、会として何か試みるなら「まず支部から」という発想も持って欲しいと思います。支部会員のほうが少ないですから、先輩の背中を見ながら、指導を受けながらやっていけると思うのです。つまり、ミスをしたときはどうしたらいいとか、このようなときはどうしたらいいのかということをお教えしてもらえると、聞けるような体制を支部は支部で役員がつくと。

もっといいのは、やはり会務をやることで、言うはやすく、行うはかたしなのかもしれませんが、皆が会務に若い人を誘うこと、会務をやって、委員会の会務の共同作業がいろいろありますよね。そのようなことをやることによって、お互いの信頼関係とか、気心が知れるとか、それで親しくなってくると、会務に対する気力というものも出てくると思います。そのような中から醸成していくものがあるのではないかと、ちょっと甘いかもしれませんが、そのような期待をしているのです。

若いうちは弁護士としてのステータスはまだないはずですから、弁護士になったからといって、すぐお金が入るわけではないのは私も経験しましたし、貧しい思いをずっとしてきましたからわかっています。誠実に仕事をすることによって、先ほど井上先生が言われたように、徐々に信頼や信用がついていって自然にというのが一番望ましくて、それしかないだろうと思っています。

しかし、そのためには、やはり身の丈に合った暮らしをしなければいけないのではないですか。まあ、清貧に甘んじろとまでは言いませんけれども、質素に身の丈に合った暮らしをまず

して、しっかりと仕事をやっていくということだろうと思います。

事件処理については、もうお話があったとおりで、やはり誠実にやることでしょね。間違えたときには、もう素直に謝る。それしかないですね。いいわけをしようとするから、間違えるのです。

依頼者の言うことに振り回されないことも大事ですね。やはり法も制度もこうなっているから、あなたの言うことは通用しない、通用しないものを通用させようとするなら、私に依頼するぐらいのつもりで、やはり説得力がないといけないのかなと思います。当たり前のことかもしれないかもしれませんが、若手会員に贈るということで、そのようなことを申し上げました。

横溝 若手会員に贈るということで一言。

私の夫が19期で1967(昭和42)年開業、私が1968(昭和43)年開業で、夫の父という人は、期前の人で、歯医者をしてながら高文(高等文官試験。今の司法試験)に受かった珍しい人です。1962(昭和37)年に横浜弁護士会の会長をやって、1964(昭和39)年に関弁連の理事長をやった人なのですが、すごくリベラルで温かい人だったので、事務所で同じ部屋にいて私の仕事ぶり、依頼者と話をしているのを見て、「正子さん、弁護士は本人みたいにのめり込んじゃだめだよ」「人ごとのように考える姿勢も大事だよ」と言われたことがあります。父流の言葉でそう言ったので、冷静に一呼吸おいて考えることの必要性を言いたかったのだと思います。

もう一つ、「金を追うな、事件を追え」と、よく言っていました。若い人が来るとそう言っていました。事件を追えというのは、事件漁りをするという意味ではなく事案解明のために事実を把握して、当事者にとってよい着陸点を見つけろということだと思います。父が死んで、もう随分たちますけれども、いまだにその2つは、何か事に当たると、ふっと思いますね。



終わりに

竹森 今日はお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。先生方のご尽力のためまもので今日の横浜弁護士会はあるわけですし、4月以降は神奈川県弁護士会として伝統を受け継いでいくことだろうと思います。今日はどうもありがとうございました。

横溝 (池田会員を指して)この人は俳人なのを知っていますか。

竹森 それはもう存じております。では本日の総括で、池田先生一句お願いできますか？(笑)

池田 え？詠むの？それ前もって言っといてよ！(笑)

横溝 ものすごくいいのと、あれ？と思うのと、いろいろありますから(笑)。でも、いいのが多いですよ。池田先生、ぜひ一句、今じゃなくていいですから、お願いします。

(後日、池田会員から一句いただきました。ありがとうございます。)

名に叶ふ 花へ育てむ福寿草 忠山



横浜弁護士会の歩み

2016(平成28)年4月1日をもって、横浜弁護士会の会名は神奈川県弁護士会に変わった。これは長年にわたる当会の歴史の中でも大きな出来事である。そこで、これを機に、当会の歴史を少し振り返ってみたい。

● 横浜代言人組合から横浜弁護士会へ

現在の弁護士制度ができる前、裁判等の代理をしていたのは「代言人」と呼ばれる人々であった。1880(明治13)年5月13日、代言人規則の全面改正により強制加入団体としての代言人組合の結成が義務付けられると、すぐさま同年6月27日、横浜弁護士会の前身である横浜代言人組合が設立された。東京(6月29日)、大阪(9月30日)に先立つ設立であった。これが現在の当会の前身である横浜代言人組合である。

その後、1892(明治25)年に弁護士法が成立し、代言人は弁護士へ、代言人組合は弁護士会へと法律上強制的に改名され、横浜代言人組合は横浜弁護士会を名乗ることとなった。

● 関東大震災と裁判所庁舎移転

1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災では、県内は大きな被害を受けた。横浜地裁の庁舎は崩壊焼失し、当時庁舎内にあった当会の記録、資料等も焼失した。

この大震災によって、借地関係をはじめ法律問題が多く起こったことから、当会会員は桜木町駅近くにテントを張り、無料法律相談所を開設した。今日、各地での災害発生時に派遣弁護士が法律相談を実施しているが、当会は先駆的な活動を行っていたのである。

大震災直後、裁判所の敷地移転問題が起こった。横浜弁護士会は、裁判所の移転そのものに反対しつつ(特に郊外への移転は反対)、やむなく移転するときは、旧生糸検査所跡を希望することを臨時総会を開いて決議し、司法省に陳情した。当会の案が採用され、旧生糸検査所跡に横浜貿易倉庫会社の敷地を合わせて、旧裁判所敷地と交換することとなった。1929(昭和4)年12月、横浜地方裁判所は現在地に建設された新庁舎で執務を開



始した。新庁舎2階には、弁護士室、弁護士事務室兼小使給仕室湯沸かし室、弁護士食堂そして弁護士応接室と、弁護士関係の部屋が5部屋あった。

1935(昭和10)年、13回忌法要を前に、震災による殉難者慰霊碑建立の計画が法曹三者から持ち上がり、寄付金を募集して横浜地方裁判所庁舎東南の植え込みに慰霊碑が建立された。この慰霊碑は今でも裁判所の日本大通り側の植え込みの中に立っており、裏面には震災で亡くなった方々の氏名が刻印されている。(日本大通りから庁舎に向かって左側にそびえ立っている。踏み石が敷かれており、碑まで行こうと思えば行ける。)

● 相次ぐ人権蹂躪事件

1934(昭和9)年、神奈川県、横浜市、川崎市の職員に対する疑獄事件、贈賄、収賄の事件が摘発され、合計138人が起訴されるという事件が起きた。この取調の過程で自白の強要が行われて、獄中で1人が自殺し、保釈後2人が自殺するという事態になった。当会は常議員会において調査委員を選任して調査を実行し、1936(昭和11)年11月25日、臨時総会を開いて、遵法の精神完徹並びにその実現等に関する建議を採択し、小田原、横須賀各区裁判所検事局など関係各所に送付した。この事件は、1938(昭和13)年2月7日、「犯罪ノ証明ナシ」として全員無罪となり検察官控訴もなかった。

1942(昭和17)年9月、神奈川県警察による経済学者川田寿夫妻の逮捕(同月11日)及び東京警視庁による政治学者細川嘉六の逮捕(同月14日)を発端とし、細川を中心とする『日本共産党再建謀議』(いわゆる『泊事件』)を軸として、改造社と中央公論社をはじめ、朝日新聞社、岩波書店、満鉄調査部などに所属する関係者約60人が次々に治安維持法違反容疑で逮捕され、神奈川県警察特別高等課(特高)は被疑者を革や竹刀で殴打して失神すると気付けにバケツの水をかけるなど激しい拷問をおこない、4人が獄死するという事件が起きた。(警視庁からの移送分を含め神奈川県警察の管轄事件となったために『横浜事件』と呼ばれるようになった)。30人が有罪判決を受けた。戦後、元被告や遺族らが名誉回復と拷問の非人道性を訴えた。1986(昭和61)年以降4度の再審請求が行われ、1次2次が棄却となり、請求が認められた3次と4次では、いずれも横浜地裁が有罪か無罪かに踏み込まず、裁判手続きを打ち切る「免訴」を言い渡した。これに対し遺族らは刑事補償請求を申し立て、同地裁は2010(平成22)年、実質的な「無罪」と判断し、請求通りの金額の刑事補償を認めている。

● BC級戦犯裁判

第二次世界大戦後の1945(昭和20)年12月、横浜地裁内に特設されたアメリカ第8軍軍事法廷で、331件にのぼるBC級戦犯裁判が行われた。この裁判には1945(昭和20)年12月

5日GHQが制定した「戦争犯罪被告人裁判規程」が適用され、横浜を始め全国の弁護士がその弁護に参加した。

昭和22年の当会臨時総会では、「当会は横浜裁判所内に於て行われる戦犯裁判の弁護の委嘱を引続き受理し、全会員は職務として平等に之が弁護を担当するものとす。」などと決議し、積極的に対応した。各事件を担当した43名の先輩弁護士たちは、軍事裁判に法の支配を貫こうと努力を重ねた。

● 会館の建設

大正中期から会館建設計画があったが、関東大震災によって計画は中断となっていた。昭和25年になって会館建設準備委員会が設置され、昭和39年の臨時総会で会館建設を可とする決議がなされ、会館建設規則が制定された。

その後、裁判所土地の使用許可をめぐる紆余曲折があったが、昭和46年2月4日、遂に竣工に漕ぎ着けた。建設資金は1億5000万円を要したが、神奈川県から5000万円、横浜市から2500万円の補助金を受けた。

悲願の会館建設により、人権と正義のために弁護士が連帯して活動する拠点ができた。その後、会館で開催された市民法律講座が大盛況となるなど、弁護士会としての各種活動が会館を中心に行われ、今日に至っている。

いつの時代にあっても、当会及び会員は、弁護士の職務・理想を貫くべく努力を重ねてきたのである。そしてその姿勢は、会名が変わっても変わらずに受け継がれてゆくべきものであろう。

● 会名変更を求める意見

当会は設立時から横浜市に本拠を置いてきたことなどから、当初は会名が問題とされることは少なかった。

しかし、時が流れ、次第に多くの弁護士が横浜市内だけでなく、県内各地に事務所を構え、県民に密着する形で仕事をするようになっていった。当会には以前から川崎市、小田原市及び横須賀市に支部があり、さらに1994(平成6)年に相模原市に支部が設立されたころには、支部所属弁護士の割合は当会全体の2割を超えるようになっていた。そうした流れの中で、主に支部会員が依頼者・相談者から「横浜から来てもらって大変ですね」と言われたという事例が報告されるなど、横浜弁護士会が横浜市だけの弁護士会と思われ、県内唯一の弁護士会であることの県民の認知度が低く、会名がこのままでは業務にも差し障りがあるとの意見が出てくるようになった。



● 会名変更を求める動きと最初の会名変更総会

会内には会名変更検討委員会が設置され、会名変更の検討が始まった。しかし、1988(昭和63)年及び1995(平成7)年の2回にわたり実施された会員アンケートでは、変更反対派が多数となっていたこともあり、結論は先送りされていた。

しかし次第に会名変更を求める会員の活動が活発になり、2001(平成13)年1月、会員の招集請求により永井崑朗執行部が初めて会名変更を議題とする臨時総会を招集した。総会では多くの会員が集まる中、変更賛成する人たちが神奈川県内に事務所を持つ団体にもかかわらず横浜を名乗るのでは名が体を表しておらず、県民にも混乱が生じていること等を主張したのに対し、変更反対する人たちは、これまでの歴史と伝統、地名としての認知度の高さなどを主張した。充実した議論がなされた上での採決の結果は、賛成票が過半数となったが、会名変更に必要な出席会員数の3分の2の票数には届かなかったことから否決された。

● 再度の否決

それから2年後の2003(平成15)年、池田忠正執行部が改めて会名変更を議題とし、執行部自ら臨時総会を招集した。前回の総会においては会名そのものだけでなく、手続のあり方という面からの反対論も多くあり、必ずしも会名変更それ自体についての賛否が明らかでなかったことから、手続的な問題を解決した上で改めて意見を問う必要があるということをも理由とするものであった。この時にも多くの意見が議場に出され、採決の結果、596票のうち賛359票の賛同を得たが、可決要件の3分の2には届かなかった。この否決により、当会の会名変更に向けた動きは小休止の時期を迎えることとなった。

● 改めて会名変更の動き

小休止期を経て、次に会名変更が表舞台に出てきたのは、2012(平成24)年のことである。このときの木村保夫執行部は会員集会を経て会名変更を議題に含む臨時総会を同年12月に招集した。これまでの変更必要論に加え、県内に当会の活動をアピールする際の不都合や、前回の会名変更の総会后に600名を超える新入会員が加わっていることなどを理由に挙げた。

この総会は、県民ホールの大ホールを会場にして行われた。他に議題もあった関係で総会は長時間にわたり、終了したのは夜11時を過ぎていた。結果はまたしても3分の2の多数に届かず否決であったが、会名変更賛成票は総議決権数1083票のうちの684票にま

で及んだ。

● 会名変更の実現

2015(平成27)年4月、竹森裕子執行部が誕生した。竹森執行部は当初、2015(平成27)年度中の会名変更は予定していなかった。しかし、就任直後の4月末日に一部会員の連名で5月に開催される通常総会に会名変更の議案が提出された。これを受けて、竹森執行部は通常総会の議題として、会名変更を議題として急遽上程することにした。これにより総会の準備のやり直しが必要となった。大きな会場を急いで予約しなおし、投票用紙を作って投開票の仕組みの再検討をするなど対応に追われるまま、総会の日を迎えた。

この総会までの期間、前回まで繰り返されてきたそれぞれの立場からの運動はあまり行われなかった。当日も議事は淡々と進み、会名変更をめぐる長年の議論を総括するような発言が中心となった。粛々と採決された結果、「神奈川県弁護士会」への賛成が3分の2を170票以上も上回る772票を獲得し、遂に会名は変更されることとなった。

● 未来へ

議事終了後、竹森会長が、会名変更問題については総会で変更が可決された以上ノーサイドとし、今後は会員が一致団結していくことを求めた。長年にわたった会名変更問題に区切りがつき、いよいよ会員が一丸となるときである。人びとの基本的人権の擁護と社会正義実現のため、弁護士及び弁護士会が専門性と公共性を高め、努力していくことが重要である。

(佐藤 裕)



横浜弁護士会年表 (2006(平成18)年以降) *2005(平成17)年度までは、横浜弁護士会創立125周年記念誌に掲載

年 度	月 日	行事等	内 容	
2006(平成18) 年度 総会員数 833名 (H19.3.31現在)		木村良二会長就任	延命政之、大島正寿、芳野直子、弓場正善、大谷豊副会長就任	
	6月5日	杉崎茂会員日本弁護士連合会副会長就任激励会		
	5月24日	通常総会		
	9月20日	横浜弁護士会総合法律相談センター創設20周年記念式典及び懇親会		
	9月29日	第10回全国仲裁センター協議会		
	11月23日	弁護士フェスタ in KANAGAWA 2006 いよいよ裁判員制度が始まります!	第1部第11回横浜弁護士会人権賞贈呈式(特定非営利活動法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾、社会福祉法人礼拝会ミカエラ寮) 第2部裁判員劇「私が夫を殺しました」・パネルディスカッション・ミニシンポジウム・大規模無料法律相談会・あっせん仲裁申立無料受付、約840名の市民が参加	
	8月31日	臨時総会		
	12月8日	会員集会		
	3月7日	臨時総会		
2007(平成19) 年度 総会員数 888名 (H20.3.31現在)		山本一行会長就任	竹森裕子、藤田敏宏、三嶋健、伊藤信吾、中村俊規副会長就任	
	5月15日	杉崎茂会員日本弁護士連合会副会長退任慰労会及び大木孝会員司法研修所教官就任激励会		
	5月30日	通常総会		
	6月28日	関東十県会50周年記念行事(定時懇談会、50周年記念式典、懇親会)		
	8月23日	サマースクール2007	横浜弁護士会館5階大会議室 参加者53名	
	9月26日	会員集会		
	11月10日	弁護士フェスタ in KANAGAWA 2007 みんなの裁判員制度2009年春から実施	第1部裁判員劇「評議」～運命は彼らの決断に委ねられた～・パネルディスカッション「どうなる?裁判員制度」・ミニシンポジウム・無料法律相談会・和解あっせん仲裁申立無料受付、約650名の市民が参加 第2部第12回横浜弁護士会人権賞贈呈式(パレスチナのアートプロジェクト)	
	12月4日	臨時総会		
2008(平成20) 年度 総会員数 967名 (H21.3.31現在)		武井共夫会長就任	小賀坂徹、川島俊郎、齋藤佐知子、加藤勝、工藤昇副会長就任	
	5月20日	通常総会		
	6月9日	木村良二会員日本弁護士連合会副会長就任激励会・池田忠正会員関東弁護士会連合会理事長就任激励会・田上尚志会員司法研修所教官就任激励会		
	6月28日	関東十県会(定時懇談会、懇親会)		
	12月21日	弁護士フェスタ in KANAGAWA 2008	第1部第13回横浜弁護士会人権賞贈呈式(特定非営利法人さなぎ達、神奈川県消費生活相談員ネットワーク) 第2部裁判員劇「あなた、本当にやったの?～格差婚の悲劇～」座談会・シンポジウム・無料法律相談会・和解あっせん仲裁申立無料受付、480名の市民が参加	
		1月30日	会員集会	
		2月25日	臨時総会	
2009(平成21) 年度 総会員数 1030名 (H22.3.31現在)		岡部光平会長就任	渡辺穰、二川裕之、横溝久美、阿部泰典、小沢靖志副会長就任	
	4月28日	上海市律師協会との友好協定調印		
	5月27日	通常総会	懲戒処分歴の開示に関する会規制定の件 他	
	7月27日	横浜市との「裁判外紛争解決手続に関する事務運用協定」締結		
	7月28日	サマースクール2009	横浜弁護士会館5階大会議室 参加者63名	
	10月1日	都市型公設事務所「弁護士法人かながわパブリック法律事務所」開設		
	10月23日	第71回民事介入暴力対策横浜大会	参加者2263名	
	10月30日	韓国水原地方弁護士会 第7回交流セミナー	横浜弁護士会館	
	12月12日	弁護士フェスタ in KANAGAWA 2009 かしこい消費者になるために	第14回横浜弁護士会人権賞贈呈式(神奈川県医療生活協同組合 港町診療所、特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン) 消費者問題劇「まさか私が…!」・消費者被害の現場から(報告)・パネルディスカッション・無料法律相談会・和解あっせん仲裁申立無料受付、500名が参加	
		2月24日	臨時総会	
2010(平成22) 年度 総会員数 1128名 (H23.3.31現在)		水地啓子会長就任	岩田恭子、栗山博史、浦田修志、増井毅、島崎友樹副会長就任	
	5月27日	通常総会		
	7月9日	横浜地方裁判所刑事部との刑事裁判懇談会	横浜弁護士会館5階大会議室 参加者56名	
	8月2日	サマースクール2010	横浜弁護士会館5階大会議室 参加者57名	
	9月2日	司法修習生の給費制維持を求めるシンポジウム	関内ホール小ホール 参加者230名	
	10月	「みまもりダイヤル」開設	高齢者・障害者向け電話相談	
	10月22日	法曹三者による刑事裁判懇談会	横浜地方裁判所13階大会議室 参加者84名	
	10月29日	京畿中央地方辯護士会 第8回交流セミナー	韓国水原ホテルキャッスル	
	11月20日	第8回首都圏弁護士会支部サミット	小田原報徳会館 参加者330名	

11月29日	臨時総会	①横浜弁護士会新規登録弁護士研修会規定制定の件 他
12月4日	全面的な国選付添人制度の実現を目指すシンポジウム「子どもたちにも弁護士を!!」	参加者100名
1月	チューター制度立ち上げ	新規登録弁護士サポート制度
1月24日	神奈川の司法10の提案2010	
1月24日	東京地方税理士会との「弁護士及び税理士の紹介等に関する協定」締結	
1月30日	弁護士フェスタ in KANAGAWA 2010	期待される家庭裁判所～もっと身近で利用しやすく頼もしく～ 劇「あなたの家庭は平和ですか?～行ってみよう家庭裁判所～」 パネルディスカッション 参加者・出席者550名
2月7日	会員集会	①法曹人口問題について②会館のリニューアルについて
2月24日	臨時総会	①全面的国選付添人制度実現を求める決議の件 他
2011(平成23)年度 総会員数 1214名 (H24.3.31現在)	小島周一会長就任	若田順、服部政克、伊東克宏、安藤肇、狩倉博之副会長就任
5月25日	通常総会	①各人権条約に基づく個人通報制度の早期導入及びバリ原則に準拠した政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議②東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と復旧・復興支援に関する決議 他
6月30日	故前野義広会員追悼集会	横浜弁護士会館5階大会議室 参加者102名
6月30日	横浜地方裁判所刑事部との刑事裁判懇談会	横浜地方裁判所13階大会議室 参加者55名
7月20日	市民シンポジウム「育てよう向日葵」	
8月2日	サマースクール2011	横浜弁護士会館5階大会議室 参加者59名
10月14日	韓国京畿中央地方辯護士会交流セミナー	横浜弁護士会館
11月11日	第17回弁護士業務改革シンポジウム in 横浜	パシフィコ横浜にて開催。日弁連主催。参加者・出席者1943名
11月12日	中規模サミット	
11月19日	全面的国選付添人制度の実現を求めるシンポジウム「子どもたちにも弁護士を」	横浜弁護士会館5階大会議室
11月25日	上海律師協会との共同セミナー	中国・上海律士協会
12月28日	臨時総会	①横浜弁護士会選挙規程(会規第19号)一部改正の件②横浜弁護士会館リニューアル工事の件③綱紀委員会委員及び懲戒委員会委員選任の件
2月3日	会員集会	①当会の財政問題について②法曹人口問題について
2月12日	弁護士フェスタ in KANAGAWA 2011	今、神奈川県で大震災が起きたら～そのとき、弁護士・弁護士会は?行政は?そして、あなたは?～ 劇「大震災が来た!どうすればいいの!?!」 基調講演・パネルディスカッション 参加者・出席者797名
3月8日	臨時総会	①横浜弁護士会弁護士業務妨害対策支援会規(会規第28号)一部改正の件②司法改革関連特別基金及び特別基金会費に関する会規(会規第42号)一部改正の件③特別積立基金に関する会規制定の件④退職積立基金に関する会規制定の件⑤綱紀委員会委員及び予備委員、懲戒委員会予備委員選任の件
3月30日	2011年度法規集発刊	
2012(平成24)年度 総会員数 1295名 (H25.3.31現在)	木村保夫会長就任	剣持京助、高岡俊之、町川智康、石井誠、金谷達成副会長就任
5月22日	通常総会	
9月28日	会員集会	①会名変更の件②理事者有償制の件
10月	京畿中央地方弁護士会共同セミナー開催	韓国訪問
11月18日	弁護士フェスタ in KANAGAWA 2012	第1部メインテーマ「法教育を知っていますか～共に生きる社会を目指して～」 第2部第17回横浜弁護士会人権賞贈呈式(NPO法人多文化共生教育ネットワーク神奈川、客野美喜子さん) 作文コンクール表彰式 参加者・出席者355名
12月4日	臨時総会	①法律相談センター会計から当番弁護士等に関する会計の分離②リニューアルに際して会館の実態に合わせた会館規則の改正③会長、副会長、常議員等の立候補に際しての納付金を廃止する旨の当会選挙規定の改正④会の財政余力を明確にするため、累積した繰越金を特別積立金に繰り入れる旨の補正予算の編成⑤会名変更
12月	会館リニューアル工事着工	リニューアルの目的①事務局の職場環境の改善、②会議室スペースの増床、③老朽化した空調設備の改善等
2月2日	横須賀支部会館開設記念式典	11月に横須賀市勤労福祉会館(ヴェルクよこすか)に横須賀支部と横須賀法律相談センターを移設。
3月22日	臨時総会	知的障害者の国選付添人名簿を作成して運用するための刑事弁護人等の推薦等に関する会規の改正、総合的な不祥事防止対策に積極的に取り組む宣言決議
3月31日	裁判員制度運用委員会、裁判所庁舎建替問題対策委員会廃止	
2013(平成25)年度 総会員数 1358名 (H26.3.31現在)	仁平信哉会長就任	前田康行、中野和明、本田正男、渡部英明、三品篤副会長就任
5月28日	通常総会	
8月	会館リニューアル完成	前年12月着工の工事の完成
8月1日	会館利用時間延長(午後8時まで)と警備員の配置	
8月2日	サマースクール2013	開港記念会館 参加者・出席者45名
11月6日	臨時総会	業務上の預り金の取扱いに関する会規全部改正、市民窓口の充実、紛議調停委員及び綱紀委員の増員

1月18日	人権シンポ in かながわ 2014	第18回横浜弁護士会人権賞贈呈式(特定非営利活動法人 神奈川防災職業病センター、植田善嗣さん) 人権講演 自衛隊から国防軍へ～安倍改憲を問う～ 消費者シンポ かながわに適格消費者団体をつくろう 子どもシンポ いじめ対策最前線!! いじめのない校風をつくるスクールバディ活動 高齢者・貧困 相談会 参加者・出席者315名 横浜弁護士会館 ①いじめ対策シンポジウム、②適格消費者団体に関するシンポジウム、③憲法問題に関するシンポジウム、④成年後見・権利擁護に関する無料法律相談会、⑤貧困・生活保護労働問題の無料法律相談会 ジャカルタ地裁等視察 家裁の増設を求める提言
2月8日～12日	インドネシア統一弁護士会との交流 神奈川司法計画2013	①若手会員に対する会費減額について②会と会員の連絡方法について 若手会員の会費減額、ワーキングチーム等設置会規制定
12月3日	会員集会	
2月26日	臨時総会	
2014(平成26) 年度 総会員数 1430名 (H27.3.31現在)	小野毅会長就任 4月1日 横浜駅西口法律相談センター開所 5月20日 通常総会 6月14日 相模原支部創立20周年記念式典 6月17日 集团的自衛権行使容認に反対するパレード 7月23日 第1回市民会議発足 7月25日 サマースクール2014 8月23日 関東十県会夏期研究会 10月1日 印鑑証明の発行方式の変更 10月1日 会員集会 12月2日 臨時総会 1月24日 人権シンポ in かながわ 2015	岩田武司、畑中隆爾、武内大徳、古田玄、吉川知恵子副会長就任 横浜駅西口TSプラザビルにて開始 憲法解釈の変更により集团的自衛権行使を容認することに反対する決議 市民参加型裁判劇「深夜のひばり通り殺人事件～取調可視化ビデオは語る」 横浜公園から伊勢佐木町まで弁護士パレードを実施 参加者・出席者200名 年3回開催 テーマ第1回「広報」第2回「法テラス」第3回「弁護士不祥事」 横浜弁護士会館 参加者・出席者59名 ロイヤルパーク横浜 テーマ「マンション・団地の法律実務」 使用する印鑑の印影を登録し、出力印刷することによって証明する方式の導入 ①総会の在り方について ②常議員会の在り方について 常議員会議員数変更 第19回横浜弁護士会人権賞贈呈式(特定非営利活動法人SHIP、一般社団法人インクルージョンネットよこはま) 消費者シンポ かながわの消費者教育を考えよう 刑弁シンポ法制化直前!～取調の全過程録音、録画に向けて～ 高齢者講演 働くよるこび～横浜高島屋におけるしょうがい者雇用の取組み～ 人権 憲法劇「9条は守りたいのに口ベタなあなたへ…」 講演 ヘイトスピーチと嫌韓を考える 参加者・出席者465名 ①育児期間中の会費減額について②公益活動等におけるポイント対象見直しについて 山下公園 市民、関弁連管内弁護士会所属弁護士8000名以上参加 育児期間中の会費減額
2月4日	会員集会	
2月21日	集团的自衛権にNo! かながわ大集会	
2月25日	臨時総会	
2015(平成27) 年度 総会員数 1481名 (H27.11.21現在)	竹森裕子会長就任 4月1日 育児期間中の当会会費半額免除制度開始 4月1日 行政の「お品書き」パンフレット作成 4月1日 横浜駅東口家庭の法律相談センターリニューアルオープン 5月25日 通常総会 6月10日 憲法問題シンポジウム「自衛隊は、どこへ、何をしに行くのか」 9月1日 横浜国立大学との共催研修会開催 9月6日 みんなで止めよう! 安保法案 かながわ緊急大集会 9月10日 不動産に関する無料合同相談会 10月7日 会員集会 12月9日 臨時総会 1月30日 人権シンポ in かながわ 2016	佐藤正幸、杉本朗、佐藤裕、坂本正之、妹尾孝之副会長就任 神奈川県内の自治体訪問などに活用 横浜駅東口そごう 会名変更議案可決 関内ホール大ホール 市民、弁護士700名参加 全7回開催 反町公園 市民、弁護士6000名参加 横浜駅東口そごう前広場 弁護士、不動産鑑定士及び土地家屋調査士による無料合同相談会 不祥事対策の会規制定について 外国法事務弁護士の法人化のための会則会規改正 第20回横浜弁護士会人権賞贈呈式(濱田八重子さん、神奈川県原爆被災者の会) 消費者シンポ「ストップ! 迷惑勧誘」 映画上映「首相官邸の前で」 参加者・出席者280名 会名変更に伴う会規改正 日弁連臨時総会にむけて
2月26日	臨時総会	
2月26日	会員集会	

(横浜弁護士会事務局作成)

横浜弁護士会から神奈川県弁護士会へ～会名変更記念誌～

2016年 4月1日

神奈川県弁護士会

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 TEL 045-211-7707 FAX 045-212-2888
ホームページ <http://www.kanaben.or.jp> メールアドレス info@kanaben.or.jp